

食品衛生法施行令に基づく食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十五号

食品衛生法施行令に基づく食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、食品衛生法施行令に基づく食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(検査等のために必要な機械及び器具)

第二条 条例第二条の規則で定める機械及び器具は、純水装置、定温乾燥器、デンプフリ
ーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養
器、嫌気培養装置、恒温槽、遠心器、ガラス電極水素イオン濃度測定器、原子吸光光度計、
電子天びん、高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計、自動秤量分注器、
増幅器、マイクロチップ電気泳動解析装置、温度記録計その他必要な機械及び器具とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。